

令和8年6月定例会 一般質問 吉田弘明議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「お年寄りの安全安心な生活確保(交通)」

○吉田弘明 議長のご指名をいただきましたので、吉田弘明の一般質問を始めます。

市議会に籍を置きまして1年が経過し、市政における構想、また計画、そして同時に市民の声を真摯に取り組んでまいった次第です。市政においては、ちょうどこの2年もたって折り返しの時期でもあり、とりわけ公約の実行度について検証が必要と考えております。

質問とは別に、昨年1年間、組織の風通しのよさについて取り組んで質問もしてまいりましたが、3月議会で明らかになったのが51名に上る自主退職者が職員でいたこと。そのときにもお願いしたんですが、この令和8年度が始まって2か月の中で、せんだってのお話ではもう6名の退職者がいて、複数名の管理者が退職しているということですから、やはりマンパワーの不足、単にそれぞれの将来のビジョン、またはキャリアアップということでは収められないのかなという気はいたしました。先日、ある自治会長に呼ばれて、職員を助けたってくれと、このように言われた次第です。辞めた職員とお会いしたけども、もういよいよ面従腹背という言葉が言われました。久しぶり聞いた言葉です。顔で服従し、心は背くという言葉ですから、こういったことを言われる議員の立場もぜひはかっていたきたいとも思うわけです。

それはさておき、この公約の様々の中で、特に子育て世代への取組については、私としては高くこれは評価しているところです。あくまで是々非々で取り組んできた以上、この新入生への制服の無償化であったり、せんだっては子ども図書館の開館、小・中学校の給食無償化、これは国の政策でもありますけども、さらには修学旅行への補助金、習い事や塾代助成、もうその他様々なことが行われている。こどもまんなかといいますが、ある意味これは子育て世代まんなかとも言えるかなというふうに思いますが、ここについては私はいいい施策だと思っております。

一方で、やはり高齢者、またはいわゆる生活弱者と言われる方々からは疎外感を感じるんだと、市の予算をかけてもらってないような気がするんだと、さらには市政に偏りを感じると、こういうふうな声があるのも事実です。そこには公約があって、そこにうたった以上は責任が生じると、議員の我々にもそれと同じように憤りの声をいただいたり、またお叱りの声をいただけると、こういった事実も理事者の方々にもご理解いただきたいなというふうに思うわけです。

そんな中で、今回は安心・安全な生活の確保という中で、特に高齢者に対して自家用車がなくても暮らせるまちづくりということについては、公約だけではなく、広報においても大

きくうたわれております。様々な問題がありますけれども、デマンド交通につきましては、今朝も質問がありましたが、少し重複することは割愛していきますが、4月1日からいろいろな提言もあった中で、住民の理解もなかなかまだまだかなと思った中でスタートをしたわけですが、この理事者側が、市が値上げをせざるを得ない問題点なんだと言ったことによってスタートしたわけですが、本当にこの値上げによって解決されたのかどうか、ここをしっかりと検証していきたいと思います。

壇上からは最初だけ朝の質問と重複しますが、ご容赦願いたいと思います。

令和7年度と比較して、5月末現在、どんな状況か。そして、令和6年、令和7年度の利用状況はどうだったか、この経年だけ、まずは重複して恐縮ですが、冒頭から壇上からの質問としたいと思います。よろしくお願いします。

○都市創造部長 朝の中井議員の答弁と同じになりますが、令和8年4月1日から5月31日までの利用者数は5,636人で、前年の同期間が7,559人であったことから、1,923人減少しており、運行日数が異なるため単純に比較はできませんが、1日の平均利用者数では約21.5%の減少となっております。

以上です。

○吉田弘明 ありがとうございます。たしか令和6年が4万5,924名、令和7年が4万5,481人ということで少し下がってるところですが、令和8年につきましては21.数%の2か月で減という報告をいただきました。

これ年間を通じると、このまま推測すると3万6,380人ぐらいの予測となり、前年、前々年と比べて1万人の利用減になります。この2か月では20%減少、これについても原因というか、市で考えてらっしゃる考え方はどういうふうなものでしょうか。

○都市創造部長 今の数字でございますが、これにつきましては4月、5月の2か月間の減が21.5%というふうに答弁させていただいてますんで、今後、6月1日からは地域公共交通運賃等助成事業も始まりますんで、そういった部分も含めて1年間通して結果を見ないと、どういうふうになるのか判断しかねるというふうに考えております。

以上です。

○吉田弘明 朝の答弁の中で、全体的に見ると45%または91%は値下げを感じていることもあって、全体的にはむしろ誰もが利用しやすい事業になってるとというような答弁がありました。

そんな中で、当日予約が増えたというような答弁がありましたが、この中で予約が増えた中で、いつも使ってらっしゃった方、常連の方が予約されてたものは含まれていますか、どうですか。

○都市創造部長 予約の傾向でございますが、令和7年度の同期間における7日間予約の割合が40%、これにつきましては、よく使われてる方も含まれております。令和8年度は約10%減少して約30%となる一方、当日予約の割合が15%から約12%増加して27%となっており、おおむね当初の施策目的のとおり利用の平準化を図り、当日予約も含めて予約の取り

やすい状況を生み出すことができているものと考えております。

以上です。

○吉田弘明 前向きに捉えればというような気もするんですね。当日予約が、今まで予約が取れなかった方だけが取れたというのはちょっと言い切れないんじゃないかなと、そのように思うわけです。

一方で、じゃあこの2か月間の中でコミュニティバスの利用度は昨年比べてどのような進捗をしましたか。

○都市創造部長 すいません、申し訳ございません。

コミュニティバスの数字については、現在持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○吉田弘明 分析をするときには、香芝市には2つの乗り物があるわけですから、値上げをしたものについては2割強ダウンしたと、じゃあもう一つのコミュニティバスに移ったのかどうかというのもこの時期併せて分析をした中で、総合的な市民の乗り合いの分析をすべきだと私は思います。そうでないと正しく答えが見いだせない、その辺はまた後ほど分析をいただいて、今後の成果につなげてほしいと思います。

次に、この20%を超える減少というのは一般民間企業にいた私にとっては非常に大問題で、年間通じての話を今しましたけども、実際終わってみないと分かりませんが、仮に年間1万人以上が利用されない、この2か月の20%減が続くと、明らかにいわゆる利用者、消費者にこれノーを突きつけられてると私は感じるんですが、これは市としての見解、何かあります。

○都市創造部長 2か月間の数字、21.5%でありますんで、議員もおっしゃったとおり、この1年間通じて出た数字で判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉田弘明 それと、今言ったように消費者にノーと言われてるんじゃないか、いやこれじゃ必要としないよと言われてるようにも感じるわけですけども、これについていかがですか。

○都市創造部長 民間企業のように利益を追求した事業でございませんので、そこについてはノーと言われてるというふうには考えておりません。

ただし、先ほどもご答弁させていただきましたけど、地域公共交通運賃等助成事業が6月1日から始まっておりますんで、そういった部分での巻き返しもあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○市長 補足で答弁しますけれども、運賃の改定の目的は、利用回数の多い方に利用が偏重していたということで、それ以外の方についてはむしろ予約が取れていなかったと。運賃を値上げをさせていただいて、年間利用回数の多い方の利用が抑制されることになったものでございまして、これはむしろ施策として意図したとおりでございまして、これが全く問

題であるというところにつきましては、議員とは見解を異にするものでございます。

本市としては、予約状況の改善が施策として意図したとおり図られているものと考えてございます。

○吉田弘明 今おっしゃいましたけども、だからといって今まで予約をしてなかった方が予約できてるかどうかというエビデンスがここで見いだせない以上、計画どおりというのは言えないんじゃないかなというふうに思います。

私は、この収支について申し上げていません。収支で言えば、そもそも3月の予算で年間マイナス300万円の支出があるというのは分かっていますから、赤、黒の話をしているのではなくて、単純に20%を超える方が使われないということは、単純にですよ、100人いて80人しか使われなくなったわけですよ。ということは、20人の人は使い過ぎていたというような過去かもしれないですが、不要だと、そんなサービスは要らないというふうに数字からは感じられるわけですね。そこについてどう思うかと。

併せて聞きたいのは、やっぱり100人中80人しか動かなくなったわけですね。これ高齢者の移動手段として使っているはずなのに、これ2割以上の方がこの町で自立して移動しなくなったと、その数が20%減ったんだというふうに理解をすると、なかなかやっぱり厳しいデータじゃないのかなと思うんですね。もしかしたら友達の水に乗っているのか、または自転車に変えたのか、それは分からないですけども、いずれにせよ、この100人が、自立して移動して動いていた高齢者たちの20%が動かなくなっちゃったと、そういうふうな仮説ができるので聞いたわけです。そういった視点から見てどうですか。

○市長 議員お述べのとおり、利用者が20%減少したからといって、その20%の方がご自宅にとどまっているというエビデンスがあるんですか。私はないと思います。ほかの手段で利用、移動をされている方もいらっしゃるかも分かりませんし、当初から施策の意図したとおり、民間のタクシー等を利用されているかも分かりません。

いずれにいたしましても、本市として施策の目的としてきたものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、予約状況の改善、これ1つでございますので、それにつきましては、これは完全に改善が図られているものと認識をしてございます。

○吉田弘明 分かりました。これは年間を通じてこういうデータを基に、またこの問題を追及していきたいと、このように思います。

いずれにせよ、2割の人が使わなくなったんだというこの事実だけはどういう見方をすれば、事実であるということだけは共有しておきたいと思います。

次に、連合自治会での総会において、デマンド交通の説明をした際、自治会の面々から理解を得られなかったと実は聞いております。これ生の声として聞いております。これ原因はどのようなことであつたのでしょうか。

○都市創造部長 自治連合会での説明会でございますけども、本市のほうからの説明としてはスマートフォンでの登録ということで説明させていただきまして、紙についての説明不足であつたことから自治会から大きな批判を受けたということでございます。

その点につきましては、改めて連合会長及び副会長にもご相談させていただいて、後期の説明会についてはもう少し詳しく説明させていただくというふうな形で進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○吉田弘明 4月1日からではなくて、もっと遅くからスタートしたらどうだというようなことが3月の議会でも提案されましたけども、その中で賛成討論をされた中で、要は3月末までにしっかりと説明しますというような話があったから賛成された議員もおられたと思っております。

4月1日から利用方法や利用価格、補助金などが大きく変化されていくのに、3月末までに市民に十分に伝達または理解をできるようなスケジュールだったのかどうか、それは振り返ってみていかがでしょうか。

○市長 お尋ねの公共交通運賃等助成事業につきましては、市の広報紙で4月号、また5月号、そして6月号を通じて連続的に周知をするとともに、令和8年5月8日には本市の公式LINEから情報発信もしてございます。また、令和8年5月18日から29日までにかけましては、市内小学校10校で説明会を開催するとともに、老人会ではございますが、ふたかみクラブ連合会総会及び各老人クラブの役員の皆様に対しましても十分な説明を行ってきてございます。

連合自治会の総会の機会におきまして、説明が少し不十分だったというのは私も今初めて聞きましたけれども、その機会だけではなくて、その他の機会におきましても十分に広報することができてきたものと考えてございますけども、議員のご指摘もございますので、引き続きさらなる周知を丁寧を図ってまいりたいと考えてございます。

○吉田弘明 そうですね、特に大きくもめたのは3月に詳しい説明がなかったということと、それがゆえに4月の連合自治会での情報発信はあまりにも急だという、この2点にまず尽きたかなというふうには思います。

もう一方、10か所の小学校区で説明するというご案内も一部もめた話でもあるんですけども、この10か所の小学校区での説明会、これ一体何名の参加者があったんですか。

○都市創造部長 説明会に参加された70歳以上の方についてでございますが、57人でした。

以上です。

○吉田弘明 これ市長も57名という数字を捉えてほしいんですね。10校であって、あのでかい体育館で、1校当たり6人弱と、5人の前で説明するわけですね。

ちなみに、70歳、80歳の方っていうのは香芝で何人おられるかご存じでしょうか。

○都市創造部長 デマンドタクシーの70歳以上の利用者につきましては、令和6年度の利用実績について1,828人という数字は捉えておりますけど、70歳、80歳、市民全員の人数については、申し訳ございませんが持っておりません。

以上です。

○吉田弘明　しかし、今回の導入は今まで使っていなかった方々に利用していただきたいという思いで新しい制度をつくったということですから、そういう人数は当てはまらなくて、ちなみに私が持っている70歳から80歳未満で8,024名、80歳から89歳が5,742名、90歳以上は割愛しました。でも、この2つでやっぱり1万4,000人近くいるわけですね。そのうちの57名っていうのは何%かと。この少な過ぎる人数、どこにどんな問題があったか分かりますか。

○市長　説明会につきましては、繰り返し説明をさせていただく機会を提供をさせていただいたという認識でございます。積極的にもっと強く広報するということも考えられるところではございますけれども、またこの公共交通運賃等助成事業につきましては、これ初年度でございますので、まだまだ認知度が低いというところも私も感じているところがございますので、もっと積極的に広報もさせていただきたいと思っておりますし、また事業の制度として定着をしてれば、これはまた増えてくるのではないかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○吉田弘明　市長の思いと現実に現場が取り計らっている方法とは少し異なるものを感じるわけです。70歳以上の高齢者は小学校でそもそも開催される説明会に行くことが可能なのかどうかと。その3月の賛成答弁の中で、どちらかといえば小学校というよりも各地域の自治会館、いわゆる公民館でっていうような話も出ておりました。私の近隣の中で、実は94歳の独居老人がいました。その方に通りすがりに質問されたのは、この公民館ではなくて小学校までどうやって行けばいいんだと、もうよう行かんよと、このように言われたわけですね。そこで、私は今後どんなところでまた説明会があるかまでは説明できなかったんですが、こういうデマンド交通というのは高齢者の移動手段でもあるにもかかわらず、実際小学校まで来いと、説明に参加してくれというこのギャップについて、この施策が今市長が話した中身とやや異なるんですけども、いかがですか。

○市長　この公共交通運賃等助成事業につきましては、必ず説明会に来なければ利用できないというようなことでもございませんので、ご自宅に一軒一軒伺って制度のご案内をさせていただくというところがあれば望ましいとは思いますが、1万人近くの方に対して職員がお訪ねをしてご説明申し上げるということは、これは不可能でございますので、しっかりと本市としては説明をさせていただく機会をしっかりと設けて、それを周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○吉田弘明　そうですね、そういう言葉が説明会でしっかりしていれば混乱もしないでしょうし、市の誠意も伝わったと思うんですけども、そこまでは説明されていないわけです。今後もそういったことをしっかりやってもらいたいというところ。

さらには、デマンド交通、コミュニティバスの見直しというのも併せてうたわれているわけですけども、このコミュニティバスの停留所の増加、これは何のためにするんでしょうか。

○都市創造部長 コミュニティバスにつきましては、多くの市民からその充実を求める要望が寄せられていることや、高齢化の進展により運転免許を返納する方の人数が増加し、今後さらにその傾向が強まることが見込まれることから、一層の利便性の向上を図るため、路線の見直しを行っております。

それプラス、停留所の設置の見直しを行う部分につきましては、停留所を追加で配置し、各停留所間の距離を短縮することにより、多くの市民の皆様の各自宅からおおむね200メートルないし300メートル程度の範囲内に1か所以上の停留所を設置することを基本とした考えで計画させていただいておりますので、そういった部分で、高齢者の方でも停留所に行きやすくするために、停留所を増やすものでございます。

以上です。

○吉田弘明 ありがとうございます。

6月号の広報かしば24ページに、令和9年1月までに、自宅からおおむね200メートルから300メートル程度の範囲内に1か所以上の停留所を配置すると記載されておりました。今現在、停留所は幾つあって、おおよそどれぐらいの数まで設置しようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（木下充啓） 吉田議員、通告書に基づいて質問していただけますか。あまり細かな数字は、通告書に書いてない以上、答弁できないと思います。

○吉田弘明 事前の打合せでは話をしています。

○副議長（木下充啓） 三橋市長。

○市長 今、コミュニティバスの停留所の数についてのご質問でございますが、まず白鳳台ルートにつきましては13か所、真美ヶ丘ルートにつきましては14か所、鎌田ルートにつきましては12か所、関屋ルートにつきましては14か所、旭ヶ丘ルートにつきましては9か所、祇園荘ルートにつきましては12か所でございます。

これを、まだ計画段階でございますけれども、令和9年1月を目標に、先ほどのルートの順番に、20か所、19か所、20か所、21か所、29か所、20か所というふうに増加をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 質問の真意は、広報かしばに、おおむね200メートル、300メートル程度の範囲内に1か所以上の停留所を配置するんだと書いてあるので、どれぐらいを計画しているのかということを知りたいわけなんです。そして、今現在の停留所の数というのは、別にふだんから把握されているものではないのかというのが私の考えであります。

申し上げておきたいのは、香芝市の面積が24.26平方、そして、仮に市域、いわゆる平野部でいうと大体18キロ平方。そして、200メートルごとにバスの停留所をつくると、単純に450になってきます。その現在のバス停との差が本当に実現するのかどうかを確認したかっただけなので、そういった真意だというふうにご理解ください。

引き続いて質問いたします。

5月29日現在、先ほど、助成の申請についてはどうかというのがありまして、デジタル商品券が235、そして紙ベースが92という報告が午前中にありましたけれども、**値上げは4月、そして助成事業については6月以降というか、5月29日以降になっているというのは、時間のずれを感じるんですが、ここのスタート時期のずれというのは市としてどのように考えていますか。**

〇都市創造部長 **今回、奈良スーパーアプリを使った事業でございますので、そういった部分で、皆さんに理解していただく時間も含めて時間を取らせていただいたものです。**申請期間も余分に取らせていただいて、十分に皆様に理解していただいた上で申請していただくように、申請期間を多めに取ったものでございます。4月1日では申請期間が少ない状況、4月1日からでは全く取れない状況になりますので、6月1日スタートという形で申請期間を多くの日数取らせていただいたものでございます。

以上です。

〇吉田弘明 その辺は、市民からも少し声があったということを皆さんにも示しておきたいというふうに思います。

今回の質問については、皆さん方が描かれた絵と現実との差を明らかにしていくというのが目的であって、決して後ろ向きに捉える必要はないんですが、やはり先ほど言いましたように、利用者が減っているということについては、これを成功だというふうに考えるのも極めて単純過ぎるかなという気もいたします。

9月においても、半年間の経過状況を確認していきたいと思ひますし、今後もできるだけ途中経過について可視化できるようにお願いしたいなというふうに思ひます。これで、まず最初の質問を終わります。

続きまして、これも前回出ておりましたが、4月からの改正道路交通法、これが施行されることになりまして、ここは自転車の交通規制が大きく変更されたわけですがけれども、2か月での経過、これも県の全体での状況を先ほど伺いましたけれども、香芝の中での状況、香芝警察からの情報も含めて、どういう状況かというのをお知らせいただければと思います。

〇都市創造部長 午前中に答弁させていただいたのは、奈良県内での件数でございます。香芝市内での件数につきましては、奈良県香芝署に確認を取りましたけれども、数字はまとめていないという回答でございました。

以上です。

〇吉田弘明 そんなに大きな事案にはなっていないということで、少し安堵するところでございますが。

一つ、この2か月間で非常に気になったことがありまして、歩行者と自転車兼用道があるかと思ひますけれども、香芝市ではどの程度存在しているのか。そして、指定される基準というのはどういうものなのかを教えてください。

〇都市創造部長 まず、本市において、特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車の歩道通行部分に係る道路交通法第63条4の4第1項の規制により、普通自転車が歩道を通行す

ることができる区間は5路線ございます。

以上です。

○市長 2つ目の普通自転車が歩道を通行することができる区間として規制する際の基準等はあるかというご質問だったかと思いますが、警察庁が交通規制基準というものを示してございまして、その交通規制基準におきまして、特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車歩道通行可の規制につきましては、原則として歩道の有効幅員が3メートル以上であることが示されてございます。

ただし、歩道の有効幅員が3メートル未満でございまして、車道における特定小型原動機付自転車及び自転車専用の通行空間の確保が困難である場合であって、大型自動車等の混入率が高いと、特定小型原動機付自転車及び普通自転車の車道通行が危険であると認められる場合、または歩道における特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車と歩行者の交錯の危険性が低いと認められる場合には、特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車歩道通行可の規制をすることが可能であるとされてございまして、本市におきましては、そのようにすることが望ましい場合もあると考えてございますので、実際、一部の区間等につきましては、当該規制を実施するように要望しているところもございます。

以上でございます。

○吉田弘明 ただ、3月に同様の質問させていただいたときに、そういった詳細ではなくて幅員について説明されて、それに当てはまるのが香芝では真美ヶ丘のところの道路しかなくて、あとはほとんどないんだというような説明を受けたわけですが、実際この4月以降、様々な道を走っている中で、本当にもう2メートルない歩道でも自転車が走れるような兼用道もあったわけです。

香芝の中で、歩道が整備されている、特に駅前、そういったところまでのアクセスをする主要道路、こういったところにおいて、安全性を高めるための交通規制をもう一度見直す、具体的に言えば、自転車も兼用で走れるような道に変えていくというようなことを、市として取り組めないのかどうか、これを問いたいと思います。

○市長 その点につきましては、議員ご指摘のように、自転車に対する交通規制の在り方が少し変わったわけですから、道路の整備に当たっては、歩道幅員等につきましては、そのような道路交通法改正の事情等も含めまして検討すべき部分もあるものと認識をしております。

以上でございます。

○吉田弘明 そうですね。私が、特に地元から声が出たのは、近鉄下田駅から磯壁交差点までの南への道のところ、両サイド、本当に4メートル近く幅員があるにもかかわらず、歩道になっているということで質問をされました。そういった認識を持ってみますと、志都美駅の周りについても同様なことが言えますし、こういった、特に朝夕のラッシュによって自転車並びに歩行者が多くなる場所については、ぜひとも見直しをお願いしたいと、そのように考えているわけです。

一方で、自転車が自動車と並走するに当たって、市として捉えている危険な箇所というのは、ほかに幾つか散見されますか、どうですか。

○都市創造部長 普通自転車は車道通行が原則である中、交通量が多い道路、道路幅員の狭い道路においては、普通自転車の利用者が危険を感じる箇所が存在することは認識しております。

以上でございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

これらは確認していただいて、歩行者にとっても自転車利用者にとっても安全なまちづくりに取り組んでもらいたいと思いますのでお願いしておきます。

「お年寄りの安全安心な生活確保（生活）」

○吉田弘明 続いて、大きな2番のところです。同じく、お年寄りの安全・安心な生活を確保という点、特に国民年金だけでの生活が可能かどうか。生活というのは、まさに読んで字のごとく生き活きと生きるという字を書くわけです。我々も含めて、ここにいる一同全の方々は、大体18歳または22歳時のときに就職、または家業を継いだりして職に就くわけです。その際に、もう40年後の年金または国民年金、厚生年金のいずれかなどは全く気にしていないわけです。説明や資料ももらった覚えも私自身ありませんし、40年以上も先の年金額について知ることもないですし、興味もなかったというのが、誰もが現実かなというふうに思います。

30代、40代になってくると、家庭を持つと誰もがこの違いに気がつくんですが、時既に遅しということで、結果的に就職時の選択が大きな道の分かれ目になっているというわけです。

女性の場合は、企業に勤務していても、その昔は20代で結婚し、寿退社であったり、または出産を機に退社をすることも多くて、たまたまその夫が国民年金であれば、自動的に国民年金になり、数年勤務した後に、元厚生年金に入っていたから何年かは残るんですけれども、そういう受給になっていると。

これは、国策とは言って、国民年金を納めてきた人だけに発生する、40年後、おおむね65歳時に受け取る金額が、実生活とのギャップに驚き、それが今の問題になっていると感じます。

昭和の時代には、大手企業を除いて中小企業にはほとんど厚生年金はなく、国民年金の企業が多かったと聞きます。国民年金は、1961年に皆年金がスタート。自営業、小企業では、ほとんどなく、老後保険もない状況であったと。昭和50年でも、中小企業はほとんど退職金共済だけ入って、厚生年金はほとんど未加入の人が多かったと。従業員10人以下の国民年金のみ、または未加入で、それ以降も厚生年金は徐々に進む程度でありましたということです。

公約では、やはりそういったことを置いておいて、やはり高齢者の安全・安心な生活を確保するとあります。こういった状況においても、これがうたわれているわけですが、**現在、国民年金、いわゆる老齢基礎年金だけを受け取っている人は何人いるのか、このあたり、もし分かれば教えてください。**

○市民環境部次長 日本年金機構に確認をしたところ、令和7年3月31日時点で、本市の国民年金のみ加入の老齢基礎年金受給者数は約2,600人というふうに聞いてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 国民年金受給者の中で非課税世帯は何世帯ぐらいいるのか、何人ぐらいいるのか、分かる範囲で結構です。そして、香芝市で全体の数値を見ると、どういった数値が出てくるのか、さらに65歳以上の人口はどれくらいか、このあたりも分かる範囲で結構です、教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。国民年金受給者のうち、住民税の非課税世帯の数ということでございますけれども、本市としては、把握はいたしてはございません。

ただ、国民年金は、満額受給であっても公的年金控除の適用により所得額は非課税基準未満となることから、老齢基礎年金のみを収入とする方につきましては住民税非課税になるものと考えられてございます。

以上です。

○吉田弘明 ありがとうございます。

仮に、40年間、例えば480か月ですか、これを加入した場合、65歳から受け取った場合、最大年収は幾らぐらいなのか、これも分かる範囲で結構です。

○市民環境部次長 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間の保険料を全て納めますと、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

その支給額は、昭和31年4月2日以後生まれの方で、年間84万7,300円、一月当たりに換算いたしますと約7万円の支給となるものでございます。

以上でございます。

○吉田弘明 年収という表現が正しいのか分かりませんが、84万7,300円ということです。これは、公的な年金控除等はあるんでしょうか。または基礎控除も含めてどうでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。公的年金の収入のみの場合の控除額は、65歳以上で110万円、65歳未満で60万円でございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

とはいえ、免除されない、いわゆる保険料とか税金とか、そういったものがあるなら教えてください。

○健康福祉部長 介護保険料につきましては、所得の状況に応じて軽減措置が設けられているものの、税金が非課税の方についても賦課されるものでございます。また、国民健康保険につきましても、住民税非課税世帯であっても賦課されるものでございます。

以上です。

○吉田弘明 満額で84万7,300円という中でも、介護保険、そして国保の金額については、大体4万円から6万円ぐらい引かれるんじゃないかと、そんなふうに聞いてございます。差引き80万円を切るわけですけども、市として、この年収で安心・安全な生活確保と、これはできるというふうにお考えになっておられますか、どうですか。

○健康福祉部長 国民年金の給付額のみで生活されている方の支給状況は、個々の生活環境により大きく異なるので、一律のモデルケースとして考えることは困難であるかと思えます。

しかしながら、家賃のほうを支払っておられる方につきましては、その負担は大きいものと認識しておりまして、必要に応じて各種福祉サービス及び相談支援につなぐことによりまして、生活の安定確保に努めているところでございます。

以上です。

○吉田弘明 ありがとうございます。

ということは、やはり国民年金だけで最高年収80万円ぐらいの方々に、香芝市として提案できる安心・安全な生活を確保ができるというこのモデルケースというのは、なかなか提示しにくいという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉部長 先ほども答弁させていただきましたように、支出状況につきましては個々の生活環境により異なるので、モデルケースを示すことは困難だと考えております。

以上です。

○吉田弘明 それから、ちょっと踏み込んで話をするので、答えられなければ結構ですが、生活保護の支給額は、地域、年齢、家族によって異なっているわけですけども、大体65歳の独居老人で、標準的に、手元で調べたところ十二、三万円ぐらいだというようなことが記載されてあったわけですけども、世間で言う、一生懸命年金を払った方々よりも生活保護受給者のほうが多いというような、矛盾なのか、これを比較していいのか分かりませんが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長 国民年金制度は、現役世代が保険料を負担し支え合う社会保険制度であり、給付額は、加入期間や保険料の納付状況に応じて決定される仕組みでございます。

一方で、生活保護制度は、日本国憲法第25条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットとして、資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する方に対し必要な保護を行う制度でございます。

このように制度の趣旨や目的、給付決定等の考え方が異なることから、給付額のみをもって単純に比較することは適当でないと認識しております。

以上です。

○吉田弘明 俗に言う生活保護者については、年収が120万円強、年金生活者は80万円ということですから、やはり三、四十万円の差がはっきりとあるわけです。

40年間、国民年金をずっと支払ってこられた方、そして持家ではなくて、子供も多く、教

育費等で貯金も少なく、やがて65歳を迎えて年金生活となった方々、これは極めて真面目に子育てをして一生懸命に昭和を生き抜いてきた家族です。こういった方々が、生活苦において生活保護世帯になってもいいのかという、これは非常に究極の考えでもあるんですけれども、こういった現状を踏まえて、この方々に対して市として何か支援できることというのは何かあるのでしょうか。

○健康福祉部長 国民年金の給付額のみで生活されている高齢者の中には、物価高騰等の影響によりまして生活に困難を抱えている方もいると認識しております。

このため、本市におきましては、生活困窮者自立支援制度の活用、地域包括支援センターによる相談支援、見守り体制の充実等を通じ、高齢者が安全で安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組んでるところでございます。

以上です。

○吉田弘明 私の両親も、もう亡くなりましたが、まさにこのパターンで、両方とも国民年金でずっとおったと。自営をしていた時期もありましたが、結果的には国民年金で高齢になったということであります。

ちなみに、全国的に自治体が独自に支援している、そういった施策等はあるのでしょうか。

○健康福祉部長 他の自治体における低所得の高齢者を対象とした主な生活支援策といたしましては、水道料金の減免や介護保険料の独自軽減のほか、配食サービスの提供及び住宅セーフティーネット制度を活用した家賃低廉化に係る補助の実施などが挙げられます。

以上です。

○吉田弘明 その中に家賃補助制度なんかもあったりNHK受信料の免除みたいなものがあったりというのは調べれば出てくるんですけれども、そんな中、国民年金生活の最大の破綻要因なんかを調べていくと、いわゆる住宅、居宅、家賃というふうに言われております。年金額、月六、七万円の中で、家賃は単身で3万円以上となれば、本当に50%以上は家賃で消えちゃうと。こういった現実的な要因において、香芝市としてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（木下充啓） 児玉部長。

○健康福祉部長 非課税世帯等の方の住宅の対策ということでご答弁をさせていただきます。

離職者等で就労能力及び就労意欲があり、住宅を失っている、または住宅を失うおそれがある方を対象として、家賃の補助を行う制度はございます。

一方で、就労が困難である高齢者世帯につきましては、当該制度の対象外となりますので、住宅の確保が困難な場合には、生活保護等による対応となると考えられます。

以上です。

○吉田弘明 ありがとうございます。

それでは、香芝市の市営住宅は、一体、現在幾つあって、県下においてはどのレベルにな

っているのか、数ですね。そして、どういった方が入居をされ、入居できる選別方法等があれば教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。まず、本市の市営住宅は30戸でございます。県内の市の中では最も少ないものと認識してございます。

どのような方が入居しているのかということでございますけれども、入居条件ということでございますが、香芝市営住宅条例第6条により定められております。一例を挙げますと、現に住宅に困窮していることが明らかな者。それから、現に市内に住所または勤務場所を有する者で、収入が一定の額以下であること。また、暴力団ではないということ。さらには、国税、地方税を滞納していないことなどが例として挙げてございます。

あと、選ぶ方法につきましては抽せんを選ばせていただいているということでございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

市営住宅の条例第6条ということです。特に、ポイントとなるのが、住宅に困窮していることが明らかな者、収入が月額15万8,000円以下であること、国税及び地方税を滞納していないこと、大きくこの代表的な3つを考えると、先ほど言った国民年金だけで生活されている方については、もうこれに当てはまると、明白であると思うわけです。これに対して30戸ということですから、今後、市営住宅を建設するような予定はあるのでしょうか。

○総務部次長 現時点では市営住宅を新たに建設する計画はございません。

○吉田弘明 これらは、安心・安全な生活を確保できないという根本的な問題でもあるのではないのかなというふうに考えるんですけれども、今後、市営住宅を建設もしないというのであれば、こういった方々への住居対策、それについて何か具体的な策はありますか。

○総務部次長 失礼いたします。住宅困窮者につきましては、困窮者の居住地の自治体のみで支援することは困難でありまして、奈良県や民間事業者等の力も借りる必要があるものと考えてございます。

○副議長（木下充啓） 吉田議員。

○吉田弘明 もちろん、いろんな問題解決に当たっては、幅広いネットワークでというのは考えます。一方で、民間での解決ということなんですけれども、年金生活をしている高齢者が民間のアパート等の賃貸できないケースがあるとよく聞くわけなんですけれども、この民間アパートを借りられない原因というのは何かご存じでしょうか。

○健康福祉部長 高齢者の単身世帯につきましては、孤独死や家賃滞納のリスク、認知症等に起因する火災や近隣トラブルの可能性などが懸念されておりまして、これらが入居を敬遠される要因となっていると認識しております。

以上です。

○吉田弘明 やはり孤独死なんかが非常に恐れられているところですし、貸すほうにとっては非常にリスクがあるというふうに聞いています。

市として、実際、市営住宅も建つ計画はない、または、ある程度、県とか、そういったと

ころに任せていきたいというのであれば、市として、賃借できるように何とかバックアップできる方法はないのかと考えるわけですが、そういった支援策というのは市として考えられないのでしょうか。

○健康福祉部長 住宅の確保に配慮が必要な方からの相談につきましては、福祉総合相談窓口におきまして受付をしております。

相談受付後につきましては、奈良県が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人と連携し、入居に関する相談対応や情報提供等の支援を行うことによりまして、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に努めているところでございます。

以上です。

○吉田弘明 今から言うのは、質問は通告にはないかもしれないんですけれども、今おっしゃった対策で成果はどうか、ありますか、ないですか、どうですか。もしよろしければお尋ねします。

○健康福祉部長 実績につきましては、数件あるというふうに把握しております。

○吉田弘明 ありがとうございます。

一方で、香芝市を見渡すと空き家が目立つわけですが、この空き家については、現在どのぐらいの数を把握されておられますか。

○都市創造部長 本市が令和3年度に実施した空き家等実態調査において、597軒の空き家を確認しております。

以上です。

○吉田弘明 600近く空き家があるということなんですけれども、空き家の利活用として、今月ですか、広報かしばにもありましたね、改修で100万円の補助、除却で50万円の補助、空き家の相談会を実施ということで、いろいろやっていたいるんですけれども、こういった方々への空き家の利活用について、アプローチというか、支援とか、こういったことはできないのでしょうか。

○都市創造部長 高齢者や低額所得者など、住宅の確保に配慮を要する方に対して空き家を活用する制度として、平成29年10月から国土交通省の住宅セーフティネット制度が開始されております。

賃借人は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録を行うことで、住宅確保要配慮者が賃借人に入居を申し込むことができる制度でございます。

また、賃借人と居住支援法人等が連携して、日常の安否確認、見守り及び福祉サービスへのつながりを行う仕組みとして、令和7年10月から国土交通省の居住サポート住宅認定制度が開始されております。

いずれの制度も、住宅の改修費などに対して国のスマートウェルネス住宅等推進事業補助金を活用できるものでございまして、本市においても、これらの制度を活用して高齢者の住まいの確保と空き家の活用を図っている他の自治体の事例について研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉田弘明 今回の答弁の中では、空き家の利活用と、いわゆる低所得者の方々との対策を、共通点として取り組んでいける、やっているという理解でいいのでしょうか。特に、空き家対策として、非課税世帯に賃借すると、またはシェアハウスとして利活用してはどうかというような気もいたします。

固定資産税相当分を家賃にしていれば、ウィン・ウィンの関係が築けるのかなと思うんですが、これは今現在やっている、またはやる方向で考えられる、こういった答弁であったのでしょうか。

○都市創造部長 研究してまいるというふうに答えさせていただいております。

以上です。

○吉田弘明 これまで、国民年金の生活者の現状を、ある程度、本当に厳しい年収というか、月単位のお金でやっていくには、本当に大変だということは、ある程度共有できたと思うんですけれども、安心・安全の生活確保という言葉においては、なかなか、まだまだ程遠いような気がいたします。

これは国策というようにところもあるんですけれども、市独自の対応ということということで、市長としてはどんなふうにお考えですか。意見、考え等あったら教えてください。

○市長 国民年金の給付額のみで生活している高齢者の中には、物価高騰や医療費、家賃負担などにより日常生活に不安を抱えている方が存在していることにつきまして、本市としても重く受け止めているところでございます。

公的年金制度そのものにつきましては、国の制度でございまして、年金額の増額につきましては国において対応されるべきものと考えてございますが、本市といたしましては、生活困窮者自立支援制度や地域包括支援センターによる相談支援、各種福祉サービス等の既存制度を適切に活用するとともに、高齢者の生活実態を踏まえ、住宅確保要配慮者居住支援法人との連携も含め、住居の確保や見守り体制の充実など、必要な施策の検討を行い、地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組んでいく考えでございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

私も、なかなかこういった状況、なかなか十分に承知していなかったんですが、いろいろな方からのお電話をいただき、先日も3時間に上るお電話をいただいて、こういった状況を訴えられました。必ずしも、そういった方々が正しいとは思いませんし、市の政策、国の考えを理解していない方もおられるのも事実ですけれども、奈良新聞にありましたような、日の当たる政策ばかりではなく、こういったなかなか日の当たらないところにも、しっかり施しをしていくというの忘れちゃいけない内容であると思います。

国の政策というふうには考えられるわけですが、香芝市においても、国がしなくても香芝市独自でやっている政策がありますから、こういったところにも、日のなかなか当たりにくい方々に対しても、独自の政策も考えていくべきだということも念頭に入れておき

たいと思います。

今回は、公約の一つである安心・安全な生活確保について述べさせていただき、質問させていただきました。ややもすれば見落とししてしまうような、先ほど言いました日の当たらないような視点ではありますけれども、重要なことだと考えています。仏作って魂入れずというふうにはならないように、十分に肝に銘じることをお願いして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。皆さんの回答、ありがとうございました。